

アフガニスタン大統領選挙及び県議会選挙への我が国選挙監視団派遣に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十一年十一月十日

佐藤正久

参議院議長江田五月殿

アフガニスタン大統領選挙及び県議会選挙への我が国選挙監視団派遣に関する質問主意書

我が国は、本年八月に実施されたアフガニスタン大統領選挙及び県議会選挙に対し、外務省本省及び在アフガニスタン大使館関係者からなる選挙監視団を派遣し、選挙監視を実施した。ただ、その活動内容、成果が十分明らかにされておらず、今後のアフガニスタンへの政治プロセス支援や民生支援の在り方を考える上で、不十分と考える。よつて、以下、質問する。

一 当該選挙監視団の警備について、どのように評価し、その経験を今後どのようにいかしていくのか。政府の見解を明らかにされたい。

二 外務省は、選挙監視団の編成（団長、外務省本省、在アフガニスタン大使館員）の細部を明らかにされたい。

三 外務省は、選挙監視団の日本出国から帰国までの具体的日程を明らかにされたい。

四 外務省は、選挙監視団が、実際にアフガニスタンで選挙監視を行つた日時、場所、人員を明らかにされたい。

五 外務省は、選挙監視団或いは在アフガニスタン大使館が、選挙監視や選挙監視団の移動のためにアフガ

ニスタンで徴用した現地スタッフの数、使用車両数、民間警備会社名を明らかにされたい。

六 外務省は、独立選挙監視委員会への資金援助の他に、選挙監視団の派遣や選挙監視の為に要した費用の細部内訳を明らかにされたい。特に選挙監視団の警備に係わる費用、防弾車の調達・輸送、警備員の日当（カブール市内、カブール以外の地域）等細部を明らかにされたい。

七 外務省は、治安状況、警備の困難性から、当初意図した場所での選挙監視が困難となつた事実があつたのか否か、または、場所の変更を余儀なくされた事実があつたのか否か明らかにされたい。

右質問する。